

田原市民間宅地販売事業土地提供者奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原市立地適正化計画の居住誘導区域内において、定住誘導を図るために新たに宅地販売事業を行う民間事業者へ土地を提供する者に対して、田原市民間宅地販売事業土地提供者奨励金（以下「奨励金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地販売事業 新たに一戸建ての住宅用地を分譲することを目的として行われる事業をいう。
- (2) 事業区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為の許可（以下「開発許可」という。）を受けた場合は開発区域をいい、開発許可を受けない場合は建築物の全体区画の敷地をいう。
- (3) 立地適正化計画 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画をいう。
- (4) 居住誘導区域 都市再生特別措置法第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域をいう。
- (5) 民間事業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象となる者は、次条に規定する宅地販売事業を行う民間事業者に対して、令和4年4月1日以後に土地を譲渡した者（宅地建物取引業者を除く。以下「土地譲渡者」という。）で市税の滞納のないものとする。

（交付対象の土地）

第4条 奨励金の交付対象となる土地は、次の各号のいずれにも該当する宅地販売事業に供される土地として譲渡するものとする。

- (1) 販売する宅地が田原市立地適正化計画の居住誘導区域内にあること。
- (2) 事業区域の面積が1,000平方メートル以上の一団土地であること。
- (3) 戸建て住宅用地を3区画以上分譲するものであること。
- (4) 1区画当たりの最低敷地面積が160平方メートル以上（路地状部分を除く。）であること。

（奨励金額等）

第5条 交付すべき奨励金の額（以下「奨励金額」という。）は、別表第1の基礎額の欄の合計額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 1つの事業区域に係る譲渡した土地が複数の土地譲渡者の場合は、前項に規定する奨励金額に総譲渡金額に占める各譲渡価格の割合を乗じた額とする。

3 譲渡した土地が共有名義の場合は、前2項に規定する奨励金額に共有持分の割合を乗じた額とする。

（認定申請等）

第6条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、土地の売買を行おうとするとき、又は土地の売買契約日から起算して6か月以内に、田原市民間宅地販売事業土地提供者奨励金認定申請書（様式第1号）

に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 土地の売買契約書の案の写し又は土地の売買契約書の写し
- (2) 土地の登記事項証明書等
- (3) 公図の写し
- (4) 交付対象となる宅地販売事業を行うことが分かる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による認定申請があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは田原市民間宅地販売事業土地提供者奨励金認定通知書
(様式第2号)により、適当と認めないときは田原市民間宅地販売事業奨励
金不認定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、申請内
容の変更、中止又は廃止(以下「変更等」という。)をしようとするとき
は、田原市民間宅地販売事業奨励金認定事項変更等申請書(様式第4号。以
下「変更等申請書」という。)に変更等の内容が分かる書類を添付し、市長
に提出しなければならない。ただし、同項の規定による認定を受けた奨励金
の変更額が、当該認定を受けた額の2割以内の減額の場合は、この限りでな
い。

4 市長は、変更等申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認め
たときは、田原市民間宅地販売事業奨励金変更等認定通知書(様式第5号)
により認定者に通知するものとする。

(奨励金の交付申請)

第7条 認定者は、交付対象の土地の分筆及び所有権移転登記が完了したとき
は、完了の日から20日以内に田原市民間宅地販売事業土地提供者奨励金交
付申請書(様式第6号)に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しな
ければならない。ただし、別表第2に定める添付書類のうち土地の売買契約

書については、前条第1項の規定により提出した場合は、これを省略することができる。

- 2 前項の規定による申請をもって、奨励金の交付に係る実績報告とみなすものとする。

（奨励金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは奨励金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、その旨を田原市民間宅地販売事業土地提供者奨励金交付決定通知書（様式第7号）により、適当と認めないときは奨励金の不交付の決定をし、田原市民間宅地販売事業土地提供者奨励金不交付決定通知書（様式第8号）により、認定者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による交付決定の通知をもって、交付すべき奨励金の額の確定の通知とみなすものとする。

（奨励金の請求）

第9条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者は、奨励金の交付を請求しようとするときは、田原市民間宅地販売事業土地提供者奨励金請求書（様式第9号）により市長に請求しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する請求書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱に定める奨励金の交付要件を欠くに至ったとき、又は交付決定に付した条件その他法令に違反したとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、田原市民間宅地販売事業土地提供者奨励金交付決定取消通知書（様式第 1 0 号）により、当該交付決定を取り消した者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第 1 1 条 市長は、前条第 1 項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、当該奨励金相当額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により奨励金を返還させようとするときは、田原市民間宅地販売事業土地提供者奨励金返還通知書（様式第 1 1 号）により、当該奨励金を返還すべき者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、市長が定める期日までに奨励金を返還しなければならない。

（補則）

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、第 9 条から第 1 1 条までの規定については、同日後もなお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 5 条関係）

区分	基礎額
奨励金の対象となる土地を譲渡した場合	譲渡価格に 5 パーセントを乗じて得た額（上限額 2 0 0 万円）
上記の譲渡した土地が田原市立地適正化計画の居住誘導区域内の赤羽根拠点又は福江拠点に該当する場合	2 0 万円

別表第 2 （第 7 条関係）

区分	添付書類
開発許可を受ける宅地販売事業	1 認定通知書の写し
	2 土地の売買契約書の写し
	3 土地の登記事項証明書（土地の所有権移転登記が確認できる書類）
	4 開発許可の検査済証の写し
	5 その他市長が必要と認める書類
開発許可を受けない宅地販売事業	1 認定通知書の写し
	2 土地の売買契約書の写し
	3 土地の登記事項証明書（土地の所有権移転登記が確認できる書類）
	4 分筆後の用地測量図
	5 分筆後の公図の写し
	6 その他市長が必要と認める書類